



## 議会

☎ 議会事務局 ☎ 20-1585

### 議会の傍聴

議会は年4回(3月、6月、9月、12月)召集される定例会と必要に応じて召集される臨時会があります。

本会議は一般に公開され、どなたでも自由に傍聴することができますので、市政の運営や議員の活動状況などを理解するため、お気軽においでください。

傍聴を希望される方は本会議当日、議会事務局(3階)で住所、氏名などをご記入の上、傍聴券を受け取って入場してください。日程が変更になることがありますので、お確かめの上ご来場ください。

### 請願・陳情

市民の意見や要望を示す方法として請願と陳情があり、請願の場合は紹介議員が必要です。請願(陳情)書は次の事項を記載し、議長あてに提出してください。

1. 請願(陳情)の件名
2. 紹介議員の署名または記名、押印(請願の場合のみ)
3. 請願(陳情)の趣旨と項目
4. 提出年月日、住所、氏名(法人の場合は名所と代表者名、押印)を記載し、押印

## 広報広聴

☎ 秘書広報課 ☎ 20-1512

### ◆ 広報もばら

市の施策やまちの話題、市民の皆さんの暮らしに必要な情報を提供するため『広報もばら』を発行しています。

『広報もばら』は毎月1日、15日の月2回発行し、新聞折り込み(朝日、毎日、読売、千葉日報、産経、日経、東京)による配布のほか、市の公共施設などでも入手できます。また、希望者には無料で郵送しています。

### ◆ ウェブサイト

市民の皆さんに必要な情報を提供するとともに、市外に向けて茂原市を紹介するため、市公式ウェブサイトを開設しています。

アドレス <http://www.city.mobara.chiba.jp/>

### ◆ 市長への手紙

より多くの皆さんに市政運営に対する意見や要望などを提案する「市長への手紙」があります。用紙は市庁舎1階の総合受付のほか、市の公共施設に配置してあります。

### ◆ 市長と話し合う会

市では、市民の方々から広く意見や要望をお聞きするため、毎年開催しています。開催日は『広報もばら』や市公式ウェブサイトでご案内いたします。

### ◆ 市民ふれあいミーティング

市民の皆さんに市政をより身近なものに感じていただくため、市内在住・在勤・在学の団体、グループを対象に、市長と意見交換をしてもらう座談会形式のものです。

### ◆ 公共施設見学会

公共施設の見学を通じて市政への理解を深めていただくため、長生クリーンパークや長柄浄水場などの施設の見学を実施しています。

## 公文書公開

☎ 総務課 ☎ 20-1519

市政に対する理解と信頼を深めていただき、市民の皆さんの市政への参加と、より開かれた市政の実現を目指すべく、市(市の機関)の職員が職務上作成または取得した文書、図画や電磁的記録物で、職員が組織的に用いるものとして市が保有している情報(公文書)を、求めに応じて公開します。

### ◆ 公開の流れ

- ① 所定の請求書に必要事項を記入し、総務課へ提出ください。(知りたい情報や確認したい情報があるときは、総務課までご相談ください。)
- ↓
- ② 請求文書の特定を行います。
- ↓
- ③ 市の機関は、公開請求(申出)を受理した日から14日以内(休日は除く)に公開するかどうかを決定し、請求者に書面で通知します。  
※やむを得ない理由により14日以内に可否の決定ができないときは、期日を定めてその期間を延長します。
- ↓
- ④ 公開は、書面でお知らせした日時および場所で行います。公開の方法は、公文書の原本を閲覧するか、写し(コピー)の交付により行います。

### ◆ 請求できる方

- ・ 市内に住所がある方
- ・ 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ・ 市内の事務所または事業所に勤務している方
- ・ 市内の学校に在学している方
- ・ 実施機関が行う事務事業に利害関係がある方(※上記に該当しない方は、公開申出による請求が可能です。)

### ◆ 公開できない情報

市が保有している情報(公文書)は公開が原則ですが、以下の内容が記録されている場合は、非公開となることがあります。また、公開できる情報と非公開となる情報が一緒に記録されている場合は、非公開となる情報を黒塗りで目隠しをして公開します。

- 法令および条例の規定により公開できないとされているもの
- 特定の個人を識別することができるもの、または特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれのあるもの
- 法人そのほかの団体または事業を営む個人の正当な利益を害するおそれのあるもの
- 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 国やほかの地方公共団体との協力・信頼関係が損なわれるおそれのあるもの
- 市の内部または国やほかの地方公共団体との審議、検討等において、率直な意見の交換または意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのあるもの
- 事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

### ◆ 費用

この制度の利用についての手数料や閲覧は無料ですが、コピーや郵送をご希望される場合は、その実費が必要です。コピーの費用は、白黒の場合A3版まで1枚につき10円、カラーコピーの場合は、A3版まで1枚あたり100円を負担いただきます。郵送料についても、相当額のご負担をいただきます。

### ◆ 不服申し立て

非公開や部分公開などの決定に対して、公開請求者は決定を知った日の翌日から起算して60日以内に不服申し立てをすることができます。(※公開申出については、不服申し立てできません)不服申し立てがあったときは、市は審査会に諮問し、その答申を尊重して、あらためて公開の可否の決定を行います。

## 会議の公開制度

☎ 総務課 ☎ 20-1519

市が設置している審議会や協議会、委員会などの会議は、行政運営や政策立案の過程において、専門的知識や市民の意見を反映させるという重要な役割を担っています。市では、市民の皆さんに市政に対する理解と信頼を深めていただくため、これらの会議を公開しています。

会議日程等の事前公表、開催結果の公表をウェブページおよび市役所行政資料室にて行っています。

## 個人情報保護制度

☎ 総務課 ☎ 20-1519

市が保有する市民の個人情報を適正に取り扱うためのルールを定め、市民の誰もが自分の情報を見たり、情報の誤りを正したりできる権利を保障することにより、市民の権利利益を保護し、信頼される市政の推進に役立てるものです。公開の流れなどについては、公文書公開に準じます。

### ◆ 個人情報とは

個人に関する情報であって、誰の情報かが分かるものすべてをいいます。具体的には、氏名、住所、生年月日、職業、学歴、収入、財産などです。請求にあたっては、運転免許証などでご本人であることを確認させていただきます。

### ◆ 公開できない情報

市が保有する自己の個人情報については、開示を請求することができますが、次のような情報が含まれている場合は、本人からの請求であってもその個人情報の全部または一部を開示しないことがあります。

- 法令などの規定により開示することができない情報
- 開示請求した本人の生命、健康などを害するおそれのある情報
- 開示請求者以外の個人に関する情報
- 法人などの正当な利益を害するおそれのある情報
- 市の機関内部などの審議、検討または協議に関する情報
- 市の事務事業に支障を及ぼすおそれのある情報